

第8期流山市高齢者支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第8期流山市高齢者支援計画修正案
1-1	P77・89	介護人材について	介護支援サポーターの登録は65才以上の要介護認定を受けていない高齢者となっているが、介護人材不足を解消するために、64才以下でも登録出来るようにすべきである。	介護支援サポーター事業は、介護保険制度における一般介護予防事業に位置付けられた事業であるため、65歳以上（第1号被保険者）で要支援・要介護認定を受けていない方を対象としています。 ボランティア活動を通じて、積極的に外出の機会や他者との交流の場を確保することで、高齢者の介護予防を図ることを目的としており、介護人材に関する施策ではなく、介護予防施策としての位置付けとなっています。	無	
1-2	P113～122	介護施設の情報開示について	多くの多様な介護施設があるが、市として定期的な調査（実態把握）を行い、結果についても公開してほしい。 市としてもっと介護施設の介護方針や実態把握をして、指導すべきである。	流山市に指導・監督権限がある介護施設については、全施設を対象とした集団指導を毎年実施し、運営に関する基準等を理解し運営するよう指導するとともに、定期的に個別の実地指導を実施し、適正な運営がされているか確認しています。県が指定権限を有する介護施設については県が実地指導を実施していますが、市として個別に対応すべきことがあれば対応しています。 市が実施した実地指導については、今後ホームページで閲覧できるよう検討していきます。	無	
1-3	P118	介護施設（特養等）の計画について	待機者が2020年7月現在で292名いるにもかかわらず、設置計画が170名（特養）と少なく、まだまだ入所待機者の解消は出来ない。 今後対象者が増加する中で、新設と介護人材の確保に市としても取り組むべきである。（特に費用を考え多床室が不足している。） なお、平和台地区や南流山地区に特養の新設を計画してほしい。	特別養護老人ホームの入所待機者のうち、1年以内に入所を希望している方は146人となっていることから第8期高齢者支援計画では170床の整備を予定しており、南部地域（平和台地区や南流山地区）に特別養護老人ホームがないことは課題として認識し、整備について第8期計画の中で検討してまいります。 多床室を希望する方への対応として、令和3年4月に多床室40床を備えた合計100床の特別養護老人ホームが開設を予定しています。	無	
1-4	P128～ (P133～137)	介護保険料について	令和3年度から保険料の値上げ（460円/月）が計画されているが、コロナ禍の中で収入が減少しており、改訂は経済回復を見て実施すべきで、少なくとも令和3年度は据えおくべきと考える。	第1号被保険者の保険料については、計画期間である3年間の給付費と収入状況を勘案して設定するため、3年間を通じて同一の保険料率となります。そのため、令和3年度のみ据え置くことは難しいと考えます。 なお、第7期に引き続き第1段階から第3段階までの低所得者を対象に保険料の軽減を行い負担の軽減を図ってまいります。 また、介護給付費準備基金3億5千万円を取り崩して給付費に繰り入れることにより、保険料基準額の上昇を200円抑制します。	無	
1-5	P82～84	介護関係者の教育について	法令改正など介護環境・情報は変化しているため、市民が気軽に相談出来るように、市や高齢者なんでも相談室の担当者教育を行うべきである。（市民へ説明や指導が出来るようにしてほしい）	市の介護保険担当職員教育については、県が行う初任者研修の受講や制度改正に伴う説明会に参加するとともに民間事業者のセミナー等を活用し制度の理解習熟に努めているところです。 高齢者なんでも相談室の担当者教育については県が実施する「地域包括支援センター職員初任者研修」や「現任者研修」をはじめ虐待防止や認知症に係る研修を各高齢者なんでも相談室の研修計画に位置付け職員のスキルアップを図っているところです。	無	
2-1			福祉避難所にろう者の為の情報保障設備を準備して欲しい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
2-2	P82～84		設置を2人体制に。	設置手話通訳者は週5日おりますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
2-3			・学習センターや公民館に情報保障を。（例：危険を知らせるライトや電光表示を）	必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応させていただきます。 火災等の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。	無	
2-4			・日常的に電光表示板が公の所にあったら安心です。それは高齢者にとっても必要なものではありませんか。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応させていただきます。	無	